

## 【必要な提出書類】

認定畜舎等（3,000㎡を超える畜舎等）	
共通申請書類	
	畜舎建築利用計画の認定申請書（正・副）（様式第2号）
	畜舎建築利用計画（法第3条第1項）
	申請者を特定する書類（省令第64条第1項）
	【個人】 住民票、若しくは個人番号カードの写し、又は、氏名及び住所を証する類似の書類（個人番号の記載は不要）
	【法人】 定款及び登記事項証明書、又は準ずるもの 役員の住民票、若しくは個人番号カードの写し 又は、氏名及び住所を証する類似の書類（個人番号の記載は不要）
省令第64条第3号関係	
	省令第64条第3号のロに規程される図書
県要綱に定める書類	
	畜舎建築利用計画が法第3条第3項第4号に適合するものであることについて、指定確認検査機関の審査を受け、全ての技術基準に適合することを証する書類の交付を受けたときは、適合証
	設計者及び工事監理者の所属する建築士事務所について、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定により建築士事務所の登録を受けていることを証する登録通知の写し又は登録証明書（※）
	設計者及び工事監理者に係る1級建築士免許証若しくは1級建築士免許証明書、2級建築士免許証若しくは2級建築士免許証明書又は木造建築士免許証若しくは木造建築士免許証明書の写し（※）
	その他、知事が必要と認める書類
その他添付書類	
	法律内容にかかる確認書（B構造による申請の場合のみ）
	委任状又はその写し（代理者によって申請を行う場合）

（※）⑩、⑪について、申請の際に、工事管理者が定まっていない場合は、省略可能。ただし、工事管理者が確定した際は、法第4条第2項の規定による軽微な変更の届出（様式第8号）を提出してください。